

新潟県選挙管理委員会規程第10号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年9月30日

新潟県選挙管理委員会

委員長 桜井 甚一

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（平成7年新潟県選挙管理委員会規程第2号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後				改 正 前			
別表第4（第43条関係）				別表第4（第43条関係）			
2（略）				2（略）			
テレビジョン放送		ラジオ放送		テレビジョン放送		ラジオ放送	
基幹放送事業者名	回数	基幹放送事業者名	回数	基幹放送事業者名	回数	基幹放送事業者名	回数
株式会社新潟放送	1	株式会社新潟放送	1	株式会社新潟放送	1	株式会社新潟放送	1
株式会社NST新潟総合テレビ	1			株式会社NST新潟総合テレビ	1		
株式会社テレビ新潟放送網	1			株式会社新潟テレビ二十一	1		

附 則

この規程は、公布の日から施行する。